

監査委員公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により，令和8年3月12日付けで公表した定期監査の結果に基づき，海田町長から措置を講じた旨の通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大江康子

海 総 第 1 2 2 号

令和8年3月30日

海田町監査委員 様

海 田 町 長

(総務部総務課)

指摘事項等に対する措置状況について (通知)

令和8年3月12日付け海監第38号の定期監査の結果に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

講じた改善策等の内容

【資産活用課】

(意見)

砂走地内の未利用地について、測量未実施のため公簿面積となっているが、町民の財産の保全及び財産管理の適正を期すためにも境界確定に取り組まれたい。

(改善策等内容)

当該土地については、令和8年1月に隣接する土地所有者の立ち会いの上、境界を確認して確定させた。引き続き適正な財産の保全及び財産管理に努める。

【総務部防災課】

(意見)

第3分団第2部消防庫用地を南本町自治会に保管庫設置用地として、無償で貸し付けているが自治会館用地は普通財産(不動産)貸付事務処理要綱(平成13年4月1日施行)に基づいて有償で自治会に貸し付けていることから、本用地についても要綱に基づいて適正に処理されたい。

(改善策等内容)

当該保管庫については、南本町自治会の防災に関する物品の保管庫となっており、行政財産の使用料に関する条例第2条第3項第1号に規定する「公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき。」に該当するため、免除としている。

(意見)

旧第2分団第1部消防庫を保管庫として国信自治会に無償で貸し付けているが、現在、町有財産となっており、将来、活用の予定がないのであれば建物を除却するか自治会に譲渡することを検討されたい。

(改善策等内容)

国信自治会役員に対し、建物の除却又は譲渡を含めた継続使用について打診を行っており、継続使用の場合の土地使用料についての説明もあわせて行っている状況で、先方からの回答を待っている。